

富士見町まちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住み続けたいまちづくりを活動の目的とする公益性及び社会性を有した団体が、地域の活力や魅力を生み出し、その活動について、町内外にも発信することで、更なるまちの魅力を創出することを目的に、自主的・主体的に取り組む活動に要する経費に対し、予算の範囲内で富士見町まちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富士見町補助金等交付規則(昭和51年富士見町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、第1条に規定する趣旨に適合すると認められ、町内に在住する3人以上で構成される団体とする。また、活動の拠点を町内に置き、活動範囲に町内が含まれる団体（以下「町民活動団体」という。）とし、次に掲げる団体を除く。ただし、町長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

- (1) 政治、宗教を目的とする団体
- (2) 事業趣旨から逸脱して営利のみを目的とする団体
- (3) 設立趣旨及び活動内容から、交付の対象として不相当と認められる団体
- (4) 富士見町暴力団排除条例(平成24年富士見町条例第26号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないもの
- (5) 団体及び団体の代表者に町税等の滞納がないこと。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、原則として町内において、町民活動団体が、地域の活性化及びまちづくりに資するため、自主的・主体的に取り組む事業で、第1条に規定する趣旨に沿ったものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象としない。ただし、町長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体等の補助金等の対象となる事業
- (2) 政治又は宗教を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 実質的に完了した事業
- (5) 申請団体の構成員のみの活動にとどまる事業
- (6) 専ら特定の団体又は個人の利益を追求するための事業
- (7) 備品の購入にとどまると判断される事業
- (8) 町外で実施する事業
- (9) 施設整備その他のハード事業
- (10) その他町長が不相当と認める事業

(対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。

対象経費	補助率等
事業の実施に要する経費のうち町長が適当と認めるもの	10分の10以内 ただし、30万円を限度とする。
備考 次に掲げる経費は、対象経費としない。 (1) 団体の経常的な事業に要する経費 (2) 団体の構成員による会合の飲食費 (3) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼 (4) 不動産の取得費 (5) 公租公課の経費 (6) 事業費の3分の2を超える備品購入費 (7) 事業費の3分の2を超える委託費、工事請負費 (8) その他町長が不適当と認める経費	

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定により算出した額が3万円を下回るときは、補助金を交付しない。
- 4 補助金の交付を受けようとする団体は、1年度につき1回を上限とし、かつ同一事業に対する補助金の交付は、1年度1回を上限とし、2年を限度として行うことができる。  
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、富士見町まちづくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書
- (2) 事業説明書
- (3) 事業収支計画書
- (4) 団体構成員名簿及び規約等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の審査)

第6条 前条の規定による申請書の提出があった場合は、町長が指名する職員により審査を行い、事業を実施する団体の補助金交付の可否及び交付額を決定する。  
(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定により、決定した団体に対し、富士見町まちづくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、富士見町まちづくり支援事業変更・中止承認申請書(様式第3号)により町長に申請し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は、当該年度の事業が完了したときは、富士見町まちづくり支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 領収書等の写し
- (3) 事業の実施内容が分かる証拠書類、写真等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富士見町まちづくり支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、町長が必要と認める場合には、補助金交付額を概算払することができる。

2 前項の規定により、補助金の交付(概算払を含む。)を受けようとするときは、交付(概算払)請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた団体の事業に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付団体に対し、富士見町まちづくり支援事業補助金返還命令書(様式第7号)により、期限を定め返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に違反したとき、又はこの要綱に基づく町長の指示に従わなかったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。